

IFRSと日本基準の主要な会計基準差異（退職給付会計、従業員給付）

	日本基準	IFRS
給付の勤務期間への帰属	期間定額基準方式等	原則、制度の給付算定方式に基づいて勤務期間に給付を帰属する
過去勤務費用の償却	平均残存勤務期間内で規則償却。発生時一括償却も可。	受給権が確定しているものも未確定のものも、即時費用処理。
数理計算上の差異の償却	平均残存勤務期間内で均等償却。発生時一括償却も可能。	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに「その他の包括利益」に認識（改訂前の基準では、回廊方式（一定のレンジを超える額のみを平均残存勤務期間で償却）が認められていた） ・純損益へのリサイクルは禁止
年金資産の計上	退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超える額を前払年金費用として資産計上。	払戻しまたは将来の掛金の減額に利用可能な金額の現在価値で、一定の算式に基づくもののみ資産計上。
有給休暇引当金	基準なし。	累積型の有給休暇制度の場合、次年度以降の有給休暇消化見積りに基づき、有給休暇引当金を計上。